

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
1	1	第1章 はじめに 1 千葉市の地勢、緑と水辺の特徴	冒頭、「千葉市は、・・・東京から約40km、成田国際空港・・・、そして九十九里浜から約30kmの距離に位置します」と記載されています。東京湾、東京、成田国際空港、アクアラインの木更津市をポイントとするのは理解できますが、九十九里浜が不明です。九十九里浜をポイントとした理由をご説明願います。少なくとも図に“九十九里浜”を明示すべきだと思います。	本計画においては、本市からみて、太平洋にもっとも近い地点として、九十九里浜を選定しています。九十九里浜は、延長66kmに及ぶため、図に黄色のポイントは明示していませんが、ご意見を踏まえて名称を表示します。	○
2	1	第1章 はじめに 1 千葉市の地勢、緑と水辺の特徴	1ページの「図 千葉市の位置」「図 標高と主な河川」のように、図○○だけでは、“図”をつける意味がないと思います。図1又は図1-1のように図の後に番号を記して文中で説明した方がよいと思います。また写真には、写真 ●●の“写真”が記されていません。写真も図と同様に写真1又は写真1-1として文中にも記載したほうがわかりやすいと思います。	計画書中の図や写真への付番については、付番することで、煩雑になり、分かりにくくなる場合もあります。図や写真のレイアウトを工夫していますので、原文のままとします。 なお、「図」の表記については、削除します。	－
3	4, 5	第1章 はじめに 2 緑と水辺のまちづくりのあゆみ	加曽利貝塚、星久喜遺跡、大覚寺山古墳など図や写真が掲載されている遺跡等は、6ページの(2)中世にあるように、カッコ書きで現在地住所を付記していただくと親しみが湧くと思います。	わかり易い計画書となるように、ご意見のとおり、遺跡名称と併せて所在地を記載します。	○
4	15	第1章 はじめに 3 緑と水辺のまちづくりのあゆみ (5) 現代【令和】幕張新都心の鳥瞰写真	建築物などから2014年以前に撮影された写真と推察します。幕張新都心では近年にも多くの開発があり、幕張海浜公園等の緑地を含めて街並みが変わっています。計画に掲載する写真としては古く感じ、もう少し新しい写真に差し替えできないでしょうか。蘇我副都心の鳥瞰写真を撮影されるのであれば、併せて更新されてはどうでしょうか。	2月中に蘇我副都心の鳥瞰写真を撮影します。この機会に幕張新都心と千葉都心の写真も撮影しますので、ご意見のとおり、いずれの写真も最新のものと変更します。	○
5	17	第1章 はじめに 4 人口の見通しと今後の地域社会の状況	先ず、「図 今後の総人口及び世帯人員の見通し」において、2060年から2070年までの平均世帯人員数が1.99と表示されています。2020年から2040年までの総人口の減少が約5万人で平均世帯人員5.2人減少と比べると、同じ総人口減少の2060年から2070年の平均世帯人員が横ばいなのは不思議に思います。世帯人員が少なくなると生活の質が落ちます。生活の質が落ちれば“緑と水辺のまちづくり”への関心が薄れます。	図中の平均世帯人員は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位を表示しています（2060年、2065年、2070年の数値は、1.995、1.991、1.989。）。ご意見について、2020年から2040年までの平均世帯人員は、分母の世帯数がそこまで変化しないものの、分子の人口減による数値減です。一方で、2060年から2070年までの平均世帯人員は、分母の世帯数と分子の人口がいずれも減少することで、数値が大きく変化せず、横ばいとなります。今後、人口減少が本格化していくなかでも、緑と水辺のまちづくりへの関心を持っていただけるように、多様な主体と協力して取組を進めていきたいと考えています。	－

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
6	18	第1章 はじめに 5 計画改定の趣旨	“前計画が令和4年度末（2022年度末）に目標年次を迎えるため”との記載があります。計画改定の主旨の記述としては適切ではないような気がします。目標年次を迎えての改定は一つの要素がもしませんが、社会構造の変化、・・・等に対応するためとかの記述、さらに新計画の特徴などを記載したほうがわかりやすいと思います。取り巻く環境の変化がなければ、前計画の目標年度を更新するだけ足りることになります。	本計画の改定にあたっては、緑と水辺のまちづくりに関する国の動向や本市の緑と水辺を取り巻く状況などを踏まえて作業を進めています。ご意見を踏まえて「前計画が令和4年度末(2022年度末)に目標年次を迎えるとともに、本市の緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況の変化などを踏まえ」と本文を修正します。	○
7	21	第2章 緑と水辺の現状と課題 1 緑の現状 (2) 緑の変遷	緑被率は、計算式（緑被面積÷千葉市全域面積）で算出された数値と理解しますが、分母の千葉市全域面積は、昭和19年と現在では異なると思います。「図 緑被地の変遷」では、千葉市全域面積を現在と同一とした場合の緑被率を示しているように思えます。本プラン案での各年緑被率の計算方法をお示しください。	緑被率算定にあたっては、平成2年(1990年)、平成21年(2009年)、令和2年(2020年)の3時点では、各年直近の市域面積を用いました。一方で、昭和19年(1944年)及び昭和47年(1972年)は、平成2年(1990年)の市域面積を用いました。この2時点の図面は紙資料を電子化したもので、市域の縁取りが同じ資料中で並びで表記している平成2年(1990年)のものと同じであったため、平成2年(1990年)の面積で緑被率を算定しました。ご意見を踏まえて、上記2時点の緑被率は、当時の市域面積を用いた方がよいと考えられたため、再算定します。	○
8	21	第2章 緑と水辺の現状と課題 1 緑の現状 (2) 緑の変遷	トータルとして緑被率を維持していることを特徴としている。 ⇒そのことについては異論ないが、本市の場合は「緑の偏在」を問題と認識すべきである。若葉・緑両区の分厚い緑の蓄積に比べ、市の中心部・人口集中地域での緑の貧困、この落差を現状認識として強く意識すべきと考える。	本計画においては、21ページに緑の分布を記載しています。緑の分布状況の説明にあたって、偏在という言葉は用いていないものの、緑の成立基盤となる自然環境由来のもの、人為的な都市政策由来のものがあるという説明をしています。緑の分布の特徴は、現説明で十分に読み取れると考えていますので、原文のままとします。	－
9	22	第2章 緑と水辺の現状と課題 2 水辺の現状 (1) 海辺や川辺の現状	「図 水系・河川の分布」に【草野水路】の文字があります。また、33ページのコラムに【草野水のみち】が少し記載されています。この種の計画書での扱いが小さくなる又は外れると市・市民・事業者の関心が薄れ、水路の状態が維持されず、荒れ果てていく可能性があります。草野水のみちの大雨時における避難情報の発令基準では対象範囲が以前よりも狭まっていますが、また拡大する恐れがあります。草野水門は水防計画書にはありますが、草野水路（旧花園川？）は、水防法に基づく洪水の対象から外れていると思います。	草野水のみちについては、サクラ並木のある散歩路として、花見の時期には、地域の皆様に親しまれていると認識しています。このような認識があるため、計画書33ページにコラムを掲載するなどとしています。	－
10	24	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状 (1) 生き物の生息状況	「図 千葉市でこれまでに生息が確認された生き物」と題して全区の生き物の写真と名前が掲載されています。せっかくの掲載でありながら、生き物の名前が判読しにくい状態です。改善を望みます。	ご意見を踏まえて、図中の生き物の名称については、判読しやすいように修正します。	○

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
11	36	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状 フィールド4 街路樹	【状況】において、“交差点付近の街路樹では、街路樹の葉が道路標識を覆い隠し、視認性の低下が生じている場合もあります”と記載され、37ページにはその写真も掲載されています。しかし【管理】においては、この状況を改善する記載がありません。管轄の違いがあっても対策を記載すべきだと思います。街路樹ではありませんが、民家の樹木（生垣など）が公道にはみ出し、歩道の通行を妨げる状況が各所にあります。是正させることができる部署がどこなのか教えていただけるとありがたいです。交通事故が起きてからでは遅いです。	ご意見にあった街路樹によって、歩行・通行上の支障が生じていることについては、55ページの緑と水辺の課題に記載されています。36ページでは状況を記載し、対応については、第4章に記載していますので、原文のままとします。 また、民有樹木が千葉市の管理する道路に越境している場合、各区の道路を管理する土木事務所が、その所有者に対して適切な剪定をお願いしています。 なお、令和3年の民法改正により、今後、土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除できるよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないときは、その枝を切り取ることができることとなるため、緊急性や現地状況を考慮し、適切に対応することとしております。	－
12	36	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状 フィールド4 街路樹	第2章は「緑と水辺の現状と課題」となっており、本項は現状分析として街路樹の現状と課題が示されているものと理解しました。幕張ベイタウンでは、塩害・風害及び強剪定による街路樹の生育不良・枯れや景観不良が生じており、住民が問題提起している状況にあることは、ご承知の通りです。これらの問題についても、現状と課題として明記すべきと考えます。	36ページでは、街路樹の状況を記載しています。ご意見を踏まえて「海浜部などでは、植栽環境などにより樹勢が衰退している街路樹もあります」と現状に追記します。	○
13	42, 43	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状 フィールド7 空閑地	“平成29年（2017年）の都市緑地法の改正では、空閑地を地域のオープンスペースとして市民利用を図る市民緑地認定制度が創設されています”と記載されています。市民緑地管理制度を本計画書で初めて知りましたが、素晴らしい制度だと思います。ただし、この制度の利用を促進するためには、本計画書においてもう少し情報を掲載していただきたい。例えば、空閑地利用の例をイラストではなく写真で示す、用語集にある緑地として設置・管理する者の資格有無などの情報が必要だと思えます。	空閑地の活用を図る施策は、92,93ページで扱っています。ご意見にあった同制度の活用に係る情報発信などについては、本計画に基づく取組の一環として進めていきたいと考えています。43ページの空閑地については、イメージイラストの方が一般性があるため、イラストのままとします。	－
14	42, 43	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状 フィールド7 空閑地	千葉市の立地適正化計画（84ページ）において、都市のスポンジ化対策のための取組として紹介されている、「HELLO GARGEN（まちの中にあつた使われていない私有地の暫定利用の事例）」や「椿森コムナ（空き地を活用してツリーハウスとカフェを設置した事例）」などについて、本計画においても、空閑地の暫定利用に関する施策の展開状況についての説明などに関連して、写真も含めて紹介してあると望ましいように思いました。	43ページの空閑地については、本市では市民緑地認定制度の適用を受けた事例はなく、イメージイラストの方が一般性があるため、イラストのままとします。	－
15	42, 44	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の環境(生き物など)の現状 フィールド8 農地 フィールド9 谷津田・森林	フィールド8農地とフィールド9谷津田・森林の構成は、分布、施策、運営となっていますが、この中で、【運営】は、担い手の高齢化を主題として記載されています。高齢化による担い手不足は、特に一次産業において顕著ですが、それは周知の事実ですから、本計画書において顕著ですが、それは周知の事実ですから、本計画書において顕著ですが【運営】という形で記載しても意味のないことだと思います。それよりも、農業・林業は、本来の役目である、食料供給という観点から必要であることを力説し、その結果として、緑と水辺の確保につながるというストーリーにすべきだと思います。ロシアのウクライナ侵略を契機に、食料自給率の低い日本は、危機的食料事情に晒されるかもしれないということを学ぶ必要があります。経済農政局農政部農政課などと連携を図りご検討をお願いします。	農地や谷津田・森林における管理や運営の担い手不足については、周知の事実ではありますが、このようなフィールドにおける状況として、記載は削除せず、原文のままとします。 また、食料生産などの農林業推進関連施策については、本計画と同時に計画策定を進めている千葉市農業基本計画にて取り扱っています。本計画では、景観の形成など食料生産を除いた公益的な機能を扱うこととしていますので、記載は原文のままとします。	－

千葉県緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
16	46	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の環境（生き物など）の現状 フィールド横断10共通事項	<p>まず、フィールド横断10のタイトルが共通事項となっていますが、“共通課題と対策”の方が適切だと思います。次に、課題は、少子高齢化に伴う担い手不足、財源不足だと思いますが、【顕彰】以外の各項目に対しては概論だけで物足りないような気がします。少子高齢化を防ぐことは当面不可能ですから、【量から質へ】を前面に出して対策を記述することを望みます。</p>	<p>第2章のフィールド横断10の共通事項には、フィールド間を跨ぐ状況を記載しています。対策や課題までは記載していないため、タイトルは原文のままとします。</p> <p>また、フィールド横断10に示している【連携】【関わる人々】【量から質へ】【情報・顕彰】に記載している事項は、本計画後半の第3章や第4章にも関連してくる内容であるため、原文のままとします。</p>	－
17	46	第2章 緑と水辺の現状と課題 3 緑と水辺の環境（生き物など）の現状 フィールド横断10共通事項	<p>また、生き物の生息・生育環境となるような重要な地域においては、生物多様性の保全に配慮し、・・・</p> <p>重要な地域だけを保全し、それ以外は構わないともとれる。「すべての緑と水辺において」と変えるべきである。重要度の評価は必要であるが、それぞれの程度に応じた「生きものと共生した空間」をつくらなければ、重要な地域の孤立を招きそれを維持することができなくなる。</p>	<p>本計画においては、フィールド横断10施策10-3「生物多様性の状況把握と生息地の管理」として、特徴的な生き物の生息地における生物多様性に配慮した管理の方法について、検討していきたいと考えています。</p> <p>生物多様性保全に関するご意見として、市内の緑と水辺を対象としていくことが、望ましいことは理解していますが、今後の人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、人員や財政的な制約も生じるため、重要な地域から保全を進めていくこととしています。</p>	－
18	52	第2章 緑と水辺の現状と課題 6 千葉市の緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況	<p>自然災害の激甚化で、2019年9月・10月の台風でおゆみ野では、公共建築物が（市営住宅・コミュニティーセンター体育館・ふれあい館1F、小谷小学校など）雨水の床上浸水・サッシからの侵入などがあった。もともとこの地域は風が強いところで、屋敷周りにはすべて防風林があったが、造成で防風林はなくなった。おゆみ野第2団地は風上の公園の高木で被害がなかった。おゆみ野中央八丁目では個人宅でも防風林が見えられた。公園の外周を伐採したので、屋根のポリカーボネイトなどが飛ばされた家もある。そういった意味で街中以外の場所で樹木の管理方法を考え直す必要がある。神社の杉林は、徐々に台風で倒れ本数が減り、ポリウムが無くなった。予防伐採というが、全面を切ると後部はポリウムがないので却って倒木があるので、注意がいる。</p>	<p>本計画においては、令和元年(2019年)の台風被害が甚大であったことなどを鑑み、本市の緑と水辺のまちづくりを取り巻く状況として、自然災害の激甚化を位置付けています。</p> <p>また、施策9-6「緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの保全の推進」などとして、緑と水辺の骨格におけるグリーンインフラの保全を進めていきたいと考えています。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。</p>	－
19	55	第2章 緑と水辺の現状と課題 8 本計画で設定する 緑と水辺のまちづくりの課題	<p>「テクノロジーの進展」の項について、まちづくりの課題の内容が課題となっておらず、また、緑と水辺の課題がこれに対応していないと考えます。</p>	<p>千葉県基本計画では、2040年を展望した重要な社会変化でテクノロジーの進展を挙げ、変化に伴う影響と問題点を「経済活動やライフスタイルなど広範囲で変化が加速し、生産性の向上やインクルーシブな社会の実現など、社会的課題への解決が期待」と記載しています。ご意見を踏まえて、課題として認識されやすいように「生産性の向上やインクルーシブな社会の実現など社会的課題を解決・緩和するため、テクノロジーの活用が必要」と修正します。</p> <p>また、緑と水辺の課題については、上記まちづくりの課題の「インクルーシブな社会の実現など、社会的課題」に呼応するものとして、誰もが緑と水辺を利用していく上での課題を整理していますので、こちらは原文のままとします。</p>	○
20	55	第2章 緑と水辺の現状と課題 8 本計画で設定する 緑と水辺のまちづくりの課題	<p>「テクノロジーの進展」の項が適当かはわかりませんが、まちづくりの課題に、塩害・風害及び強剪定による街路樹の生育不良・枯れや景観不良が生じていることについても追加すべきと考えます。</p>	<p>海浜部などでは、植栽環境などにより樹勢が衰退している街路樹がありますが、市全域で生じている状況ではないため、原文のままとします。</p>	－

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
21	56	第3章 本計画における基本的な考え方 1 本計画で重要視すること	本計画書には千葉市動物園に関する記載が少ないように思います。生物の生態を直接観察できる水族館の建設を含めて再検討していただきたい。	動物公園に関することについては、本計画67ページの写真にはじまり、51ページの実証実験に関するコラム、80・103ページに来園者サービスの向上、84ページに動物公園におけるリスタート構想に基づく取組に関することなどを掲載しており、必要な事項は記載していると考えております。 なお、水族館の建設に関しては、ご意見として参考にさせていただきます。	－
22	60, 61	第3章 本計画における基本的な考え方 3 目指す緑と水辺の姿 (2)「緑と水辺に関わる人々」の目指す姿	「緑と水辺のまちづくりに意欲的に携わる人の輪」とあり61ページの模式図で環状に各組織が配置されています。この意図は各組織の自主性と協働を表しているものと考えます。しかし、現状は市の組織上「環境局」「都市局」と二つの部署があり連携されていません。また、雨水排水については水道局と細分化されています。そこで、まちづくりに関わる組織の市（行政）の窓口を一本化し明確にすることを提案します。この模式図の中心に市があるべきと考えます。	本計画では、フィールド横断10共通事項の施策10-7「まちづくりに関する庁内連携／広域連携」を位置づけており、庁内で連携して取組を進めていきたいと考えています。行政窓口の一本化については、ご意見として参考にさせていただきます。 また、模式図に関するご意見については、緑と水辺のまちづくりに関わる人の輪（ネットワーク）を広げる上で「市民」「団体」「事業者」「大学など」「市」が横並びであることが望ましいと考えているため、原文のままとします。	－
23	60, 61	第3章 本計画における基本的な考え方 3 目指す緑と水辺の姿 (2)「緑と水辺に関わる人々」の目指す姿	60ページの本文中には新たな担い手という記載が出てきていますが、どのような人々及び役割を想定されているのかイメージがつかえません。 また、61ページの図「緑と水辺に関わる人々の目指す姿」には示されておらず、既存の関係者のみでクローズしてしまっているような印象を受けます。新たな担い手が加わることを想定したような何らかの記述をすべきと考えます。	本計画の60ページに、新たなまちづくりの担い手とその役割として「従来は行政が担っていた調整業務を担う中間支援組織となりえる意欲ある団体、現場の活動に意欲的な個人や事業者」と現在想定されることを記載しています。 また、本計画の61ページには「市民」「団体」「事業者」「大学など」「市」による人の輪（ネットワーク）の広がりを示した図を掲載しています。新たな担い手については、前出したいずれかの区分に含まれると考えていますので、原文のままとします。	－
24	60, 61	第3章 本計画における基本的な考え方 3 目指す緑と水辺の姿 (2)「緑と水辺に関わる人々」の目指す姿	本計画には県立公園に関する内容も含まれるなど、県などとの調整が必要な内容も多数含まれていると考えます。市の役割として県などとの折衝なども記載すべきと考えます。	市の役割については、本計画の61ページに「多様な担い手が参画できる仕組みや機会を整える。」と記載しています。ご意見にあった県などとの調整については、直接的な文言は記載しておりませんが、上記の文章に含まれるものと解しておりますので、原文のままとします。	－
25	64, 65	第3章 本計画における基本的な考え方 3 目指す緑と水辺の姿 (4)「全市レベル」で目指す緑と水辺の姿	「2放射、3環状」は、実態があまりないものを無理やりリタッチアゲ感いっぱいピンとこない。11拠点を差別化するための理屈としか思えない。市内には「縄文から歴史性を伝える緑と水辺」は線ではなく、面として広がっている。無理やり「2放射、3環状」にする必要はないと考える。仮にそれを容認するとすれば、その将来像はどうなるのか、「2放射、3環状」と「近隣レベル」との有機的な関連についての説明が必要と思う。	全市レベルの緑と水辺の形態を「2放射・3環状」と表現する上では、歴代の計画や緑の分布を考慮していません。平成9年(1997年)の緑と水辺の基本計画でも、緑の分布の形状を放射・環状型と表現しています。このような表現をすることで、本市の緑と水辺の特徴が印象に残り、分かりやすく捉えられるため、原文のままとします。 ご意見にあった将来像については、2放射・3環状からなる緑と水辺の骨格を次世代に継承するとしています。近隣レベルと全市レベルとの関係は、全市レベルでの緑と水辺の骨格の構成要素となる、近隣レベルの緑と水辺を維持していくという関係にしています。	－

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
26	72	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド1 海辺	さんばしひろば(千葉みなと旅客船棧橋)と稲毛海浜公園(稲毛ヨットハーバー)を結び旅客船の運航の検討をお願いします。千葉みなと旅客船棧橋を拠点にしているケーエムシー社のMY-II号であれば、小型船なので、稲毛ヨットハーバーに入港が可能だと思います。	本計画では、施策1-1「海辺の賑わいづくりと魅力発信」を位置づけており、旅客船の運航に関するご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
27	72	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド1 海辺	千葉ポートパークのシーガル広場を海釣り岸壁の園路に沿って中央埠頭ヤード側に10m程度、拡張して下さい。現在の防波堤の高さぐらいの盛土の芝生にすれば、釣り客以外の人もゆっくり港の景色を眺められます。併せて、トイレの設置をお願いします。ヤード敷地の減少分は、中東埠頭東側の大規模埋め立て拡張事業により、相殺できると思います。県への要請をお願いします。 現在は休憩所となっている千葉ポートパークのレストランを再開して欲しいです。ポートパーク近くでザ・ミーツマリナーテラス（チャペル）を運営するディアーズ・ブレイン社に対して、県を通じて打診をお願いします。稲毛海浜公園の検見川の浜では、チャペルとレストランのザ・サーフオーシャンテラスを運営している実績があります。	千葉ポートパークに関するご意見については、千葉県に伝えさせていただきます。	－
28	72	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド1 海辺	千葉ポートパークのポートタワーと遊々広場（新しい芝生広場）の間にあるキョウチクトウの並木を、低木や数本のヤシに植え替えて下さい。以前は残土や資材置き場の目隠しでしたが、遊々広場が完成して、その役目を終えました。ビーチプラザやポートタワーのポートガーデン（ロビー屋上）からI岸壁や日本サイロ岸壁に停泊する船や遊々広場でのイベントの様子が見え易くなるなど、眺望が良くなると思います。以前、県港湾事務所に伺ったところ“伐採予定”とのことでした。市からも県に要請をお願いします。	当該地におけるキョウチクトウの取扱いに関するご意見が、本市に寄せられたことについては、改めて千葉県に伝えていきます。	－
29	72	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド1 海辺	千葉みなと病院に隣接する民間駐車場の敷地を市が買い取り、さんばしひろばの一部として活用する検討をお願いします。道路側からの眺望を確保するために建物は建せず、ヤシやマツなど背の高い樹木を数本植えて木陰をつくると同時に木々の間から港の風景を眺められる様にしてほしいです。	本計画では、施策1-2「さんばしひろば」の活用促進」を位置づけており、いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
30	72	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド1 海辺	蘇我寒川緑地の防風林を、低木や数本のヤシに植え替えてください。さんばしひろば同様、防風林がなくても問題ないと思います。緑地やフェスティバルウオーク1階のレストランから夕陽や富士山、出洲埠頭やJFE岸壁に停泊する船が見え易くなり、集客性が高まります。 また、蘇我寒川緑地と寒川船だまりを結び遊歩道の整備をお願いします。用地は既に確保してある様です。さらに以前より構想のあるマリナー整備に、小型旅客線棧橋を併せて、推進をお願いします。	ご意見にあった蘇我寒川緑地の防風林については、工場緑化に伴い設けた民有の緑であり、本市の緑化の趣旨を汲み取って整備いただいたものと認識しています。 また、蘇我寒川緑地の整備に関するご意見については、千葉県に伝えさせていただきます。	－

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
31	74	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド2川辺	フィールド2川辺に、施策2-2「川辺の生き物とのふれあい」がありますが「生き物たちにふれあえる場の整備」が必要ではないでしょうか。親子一緒に、川辺で安全に「ザリガニ捕り」や「魚捕り」に興じる場所を整備されることを希望します。現在、坂月川最上流部では水遊びの時期になると親子の探検隊がたくさんやってきます。実施時期も中長期ではなく、即レベルです。P38に「支川の坂月川では、水辺の生き物とふれあうことができる坂月川ピオトープがあり、多自然川づくりを進めています。」との記述がありますが、実態として坂月川で生き物にふれあうことができるようにしていただきたいと思ひます。	坂月川の親水エリアについては、本市としても生き物に触れ合え、水遊びができる貴重な親水空間として認識しています。川辺の施策を推進していくにあたって、市民がどのようなことを求めているのかを調査分析しつつ、親水性を高めるような取組を進めていきたいと考えています。いただいたご意見については、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。	—
32	74	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド2川辺	「人々」、「近隣レベル」、「全市レベル」のいずれもが花見川中心の記述となっている。千葉市の川辺は花見川と都川を整備すれば足りるという考えが露骨に出ている。近隣レベルの施策【新規】では、「・・・を行う際には、・・・検討する」としているが、なぜ実施する、と書かないのか疑問である。浜野川、村田川、生実川あるいは街の中に残っている歴史遺産草刈堰用水などは眼中にないのでしょうか。これら近隣レベルの施策を明示的に聞き込むべきと考える。	川辺の親水性を高める取組については、カヤック体験といった社会実験を花見川で先行的に進めています。施策2-4「川辺の空間再編」については、中長期的に検討していきたい施策であり、対象とする河川に関するご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	—
33	75	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド2川辺	サイクリングコース右岸の検討の際には、左岸と右岸の連絡通路（橋梁）をどのようにするのかも項目に入れていただきたい。また左岸においても、自転車だけでなくウォーキングの快適性も考慮してもらいたい。例えば、【花見川サイクリングコース案内図】を500m間隔程度で設置するなどです。稲毛海浜公園の駐車場に隣接したトイレの清潔さに驚きました。サイクリングコースのトイレも同程度を希望します。国道14号新幕張橋～若草第二橋間の右岸にあるトイレは和式で使いづらい。	本計画では、施策2-3「花見川サイクリングコース充実」に基づき、花見川サイクリングコースの右岸の検討やトイレの改修などの取組をイメージしており、いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	—
34	78	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	アルティアリー千葉の新アリーナ建設候補地に、みなと公園の提案をお願いします。幕張のマリーナズと蘇我のジェフレディースにアルティアリーが加われば、千葉市の都心、新都心、副都心にそれぞれにプロ球団がホームを構えて、大都市にふさわしい形になります。また、いずれもJR京葉線沿線なので、スポーツファンにとっては、ダブルヘッダー観戦をより楽しめるようになります。アルティアリー側から打診があれば、市の全面的な協力をお願いします。	スポーツ施設の提案に関しては、ご意見として参考にさせていただきます。	—
35	78	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	小さい公園も大切に。整備もしてほしい。 例) JR都賀駅の小公園	本計画では、施策3-6「地域バランスの改善に資する公園の整備」や施策3-7「地域の状況を踏まえた身近な公園の充実」など、身近な公園の整備や充実に関する施策を位置づけております。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	—

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
36	78	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	下記を追加すべき 生物多様性を育み、環境教育の場となる公園の整備 ⇒日常生活圏内で多くの生き物に触れることにより、環境問題の理解向上に資することになる。それぞれの公園の特性に合わせた生きもの生息環境を整備することによりそれは可能と考える。	本計画においては、施策3-6「地域バランスの改善に資する公園の整備」として、ワークショップなどを通じて地域の声を聴きつつ、身近な公園の整備を進めていくとしています。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。 なお、環境教育については、フィールド横断で施策10-4「環境教育の積極的な展開」として、環境教育の場として、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に活用していくとしています。	－
37	78	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	都市公園等においては民間事業者による設備の設置や管理などが行われているが、多くの方が利用する公園にも関わらず、喫煙所を設置してしまい児童、妊娠している方が利用しづらい状況です。民間の力を借りることは良いことかと思いますが、受動喫煙対策としては民間事業者が千葉市の施設の敷地内にて何らかの施設を設置または管理をする際は敷地内禁煙に協力するようなプランとしていただきたい。 また、都市公園だけでなく、千葉市で管理または委託している箇所についても明確に敷地内禁煙になるように対応をお願いしたい。特に千葉市の千葉市受動喫煙の防止に関する条例第4条「保護者の責務」には保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る未成年者に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。と記載があり、本プランの対象となる場所に喫煙所があれば受動喫煙の恐れがあるため、安心して利用をさせることができず、本プランを遂行することが難しくなります。	本市では、令和2年(2020年)4月1日から「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」などの趣旨に基づき、公園では、原則、禁煙としております。ただし、多数の来場者が見込まれる施設では、無秩序な喫煙を防止するため、喫煙場所を指定しています。 今後、事業者と協力して進めていく取組が多くあるため、各種施策に基づく事業の推進にあたっては、受動喫煙の防止に関する法令を遵守し、さらにその趣旨を極力汲み取っていただけるよう、事業者との調整を進めていきたいと考えています。	－
38	79	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	「パークマネジメント団体との協働」「パークマネジメント制度の活用」とありますが、ある公園では、民間企業による公園管理とボランティア団体による植生管理がうまく機能していないように感じます。民間委託は必要なことですが公園としての主体とかじ取りは行政がかかわる必要を感じます。	本計画では、施策3-2「多様な主体による公園管理の推進」として、本市だけでなく、団体や事業者などを協力して公園の管理を進めていきたいと考えています。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
39	79	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	緑地・緑道の私的利用について、管理が行き届いていないので、ケリラ的に低木を引き抜いて花を植える、自宅の前の緑道の本を勝手に切り芝を剥がして防草シート貼るなど公共財産の意識がない。 近隣公園の管理を継続して、バトンタッチして引き継ぎにくい地域もある。そういう活動があることを知らない地域もあるので、もう一度公開募集をし、子供会やシルバー会を優先的に委託先にしたらどうか、男もパートに行く時代でコストが良い活動は1公園清掃、2駅前自転車整理、3シルバー人材と云われている。	本計画では、施策3-2「多様な主体による公園管理の推進」として、本市だけでなく、市民や団体などを協力して公園の管理を進めていきたいと考えています。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
40	80	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	環境局資源循環部廃棄物対策課にて一般ごみ（家庭ごみ）の「剪定木」「落ち葉」の収集とリサイクルを行っています。環境局の植栽ゴミとの連携はされているのでしょうか？ 特に落ち葉の堆肥化は時間と場所が必要で小さな公園では非常に困難です。郊外の空き地の活用などもっと詳細な計画と地域住民との連携を推進する組織を構築する必要を感じます。	公園樹木の剪定や伐採に伴って生じる植物系ごみについては、基本的にはリサイクル工場への搬出を行っています。組織上は都市局の公園緑地部で行っていますが、これは環境局によるリサイクルの推進の取組と関連しているものです。 本計画では、施策3-3「植物系廃棄物のリサイクル推進」として、落ち葉を堆肥化して利用することを取組イメージとしており、いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－

千葉県緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
41	80	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	施策3-4「公園の活用促進に係る仕組みづくり」として公園へのフリーWi-fi設備導入について検討することは賛同しますが、実際の利用イメージが湧きません。背景としてテレワークやオンライン学習を記載されていますが、Wi-fiはツールの一つでしかなく、Wi-fiを設置するのみで活用を促すことは困難と考えます。実際のテレワークやオンライン学習利用者の具体的なモデルケースを設定して検討が必要と考えます。	ご意見とおり、無料公衆無線LANなどの導入の検討にあたっては、設備を整えるだけでなく、具体的な使い方も併せて検討していく必要があると考えています。いただいたご意見については、本施策にもとづく具体的な事業を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
42	81	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	施策3-6「地域バランスの改善に資する公園の整備」について、図「公園活用の仕組みづくりによって、夜間も活用されていく公園」が掲載されていますが、本文との関係性がよくわかりません。	本計画の本編は、見開きページで構成しています。80、81ページが対応するつくりとしており、81ページ下段の図「公園活用の仕組みづくりによって、夜間も活用されていく公園」は、80ページの施策3-4「公園の活用促進に係る仕組みづくり」と関連します。イラストでは、日常生活の様々な場面で公園が活用されていくイメージを示しています。	－
43	81	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	施策3-6「地域バランスの改善に資する公園の整備」について、図「公園活用の仕組みづくりによって、夜間も活用されていく公園」が掲載されていますが、このような夜間の活用について、防犯の観点から既存の公園についても導入を検討すべきと考えます。	本計画の本編は、見開きページで構成しています。80、81ページが対応するつくりとしており、81ページ下段の図「公園活用の仕組みづくりによって、夜間も活用されていく公園」は、80ページの施策3-4「公園の活用促進に係る仕組みづくり」と関連しています。ご意見にあった夜間の公園活用については、開設している公園も含めて検討していきたいと考えています。	－
44	81	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	稲毛区や美浜区は海を活かした街づくりで、中央区などの市街地は乾燥地帯をイメージしたドライガーデン風の植物を利用した街並みや公園にしてほしい。植物も丈夫なものが多く、手入れも少なくなる。	本計画では、施策3-6「地域バランスの改善に資する公園の整備」として、ワークショップなどを通じて地域の声を聴きつつ取組を進めていきます。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
45	82	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	公園の有効活用促進について、千葉県は場所によっては意外と公園が多い。設置されている場所の条件や、住民の年齢により使い方が変わる。普遍的に良い公園が作られてもなかなか、うまく活用できないものもある。 例として、そが野ふれあい公園。あれだけ大きく設備も良い公園だが一般に知られておらず、公園事務所が市長の手紙の返事に、出来ないのに警察に連絡して駐車禁止区域にしますと書いた。駐車場スペースがあるが他につくらなくても、トイレのある線路側は駐車できるので、もっと有効に幼稚園の遠足・運動会などに利用出来るようにすべきだ。 使われていない公園の遊具は交換せず、保育園などの利用度の高い公園は遊具の数を増やすなど連携を取って予算の利用価値を高めてほしい。	本計画では、施策3-7「地域の状況を踏まえた身近な公園の充実」として、地域の人口構成や公園利用の状況などを勘案して、エリアの公園間での機能分担や地域のシンボルとなる公園のリノベーションを図るとしています。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
46	84	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド3公園	雨水浸透・流出抑制向上について、市内の一部の地域では設計段階では流出係数0.5以下だったが、今では0.8以上で、更に雨水分流で基本的に浸透しない構造になっている。せめて浸透柵の義務づけをすべきだ。	本計画では、施策3-11「公園の雨水浸透・流出抑制機能の向上」として、レインガーデンとしての公園敷地内の雨水の一次貯留浸透などに努めていくとしています。 なお、公園整備にあたっては、浸透柵を標準仕様としています。	－
47	86	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド4街路樹	施策4-1「多様な主体による街路樹管理の推進」について、取組イメージが「清掃用ゴミ袋の提供、清掃用具の貸出」のみですが、「清掃用ゴミ袋の提供、清掃用具の貸出」のみで、街路樹の管理に具体的にはどのように資するのでしょうか。まずは「ちばし道路サポート」制度の活用を促す取組が必要と考えます。	施策4-1「多様な主体による街路樹管理の推進」に位置付けている取組イメージについては、街路樹のある植栽柵の除草や清掃といった手入れが進むように「清掃用ゴミ袋の提供、清掃用具の貸出」を位置付けています。 ご意見にあった「ちばし道路サポート制度の活用を促す」については、同制度の周知や登録を進めていますので、取組イメージにも「ちばし道路サポート制度の周知」と記載します。	○
48	86	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド4街路樹	街路樹に適している樹木と適さない樹木があると思う。ヤナギはダメ。水を好み、根がはびこり、土管などを詰まらせる。ハナミズキなどはよいのでは？業者にも緑をつぶさないように指導を。	本計画では、施策4-2「街路樹の適正化」として、千葉市街路樹のあり方にもとづき、道路環境に見合った街路樹となるように適正化を進めていきたいと考えています。いただいたご意見については、今後の事業を進めていくにあたって参考にさせていただきます。 なお、建設工事によって、歩道の切り下げが必要となり、切り下げ範囲に街路樹がある場合は、事業者に要請して、近隣の空き植栽柵の新植や移植を行っています。	－
49	87	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド4街路樹	施策4-3「まちを彩る街路樹づくり」について、対象がシンボルロードのみとなっていますが、シンボルロードは定められているのでしょうか。また、シンボルロードの選定基準や選定方法は定められているのでしょうか。定められていない場合は、市民の納得を得られる形でシンボルロードを選定する必要があると考えます。 また、施策4-3の対象がシンボルロードのみとなっていますが、街並みや景観への配慮は、シンボルロード以外の街路樹についても必要と考えます。	現時点では、シンボルロードの選定基準はありませんが、本計画における施策4-3「まちを彩る街路樹づくり」については、シンボルロードのあり方も含めて、中長期的に取組んでいくものとしています。 なお、ご意見にあった街並みや景観への配慮は、街路樹のある全路線が対象となることが理想ですが、今後の人口減少・少子高齢化が本格化するなかでは、財政的な制約も生じ、全ての路線の街路樹を本施策の対象としていくことは困難であるため、対象の絞り込みを行うこととしています。	－
50	87	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド4街路樹	街路樹管理について、骨格剪定は公園緑地事務所が専門業者に委託しているが、管理に関しては千葉市は経験が浅く、現状を見ていると業者のしきたりを変更させたり指導する技量や忙しくて時間はないように見受けられる。歴史の長い都市では、圃場も所有し研究もし公園事務所の技官が管理について、いろいろ論文を発表しているが、そこまで行くにはもう少し時間が必要だ。都市部の公園や街路の樹木は大径化させ生長点をコントロールしている。千葉市には37ページに例としてあげるぐらいしかモデル街路樹が無いのかと思うが、各区で1、2箇所モデル街路を作り業者の技能コンクールをしてレベルを上げることを考えたかどうか。	街路樹の管理技術者の育成に関するご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
51	88	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド5宅地	中央区の市街地では日本の田園風景も出ず、緑化面積も限られるので、ドライガーデンなど個性ある植物を利用するなど個性ある街並みにし、新しく来た人が軒家を建てたくなる街並みにしてほしい。	本計画では、施策5-3「くらしの中心となる地域での緑化の推進」などを進め、緑豊かなまちをはぐくむとしています。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
52	98	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド9谷津田・森林	緑地の維持・確保について、近年、ソーラーパネルの建設により緑地が減少しています。再生可能エネルギーへの転換は重要な課題ですが、ソーラーパネルの建設には順位付けをして行うべきと考えます。自然の緑地をつがしてまで建設するほど建設候補地がないことはないはずですが、都川の中流部では広大な葦原をソーラーパネル化しております。生物多様性に最も重要な湿地はパネルの建設地としては相応しくないと思います。千葉市の基本計画には『縄文から受け継ぐ「自然と共生する」』ことが掲げられています。千葉市の新庁舎建設にはどの程度ソーラーパネルを設置されたのでしょうか。どこが該当セクションになるかわかりませんので、以下に意見（提案）として書きます。「ソーラーパネルの建設に当たっては建物の屋上、駐車場などから設置し、自然緑地を開発する場合には（民有地であっても）アセスメントなどの手続きを行う。」	太陽光発電設備について、本市では、法令関係部署が連携し、関係法令の遵守、周辺環境への配慮、国のガイドラインに沿った対応を計画段階から事業者に向けており、今後も環境配慮が適切に講じられた太陽光発電設備の設置・維持管理がなされるよう努めていきたいと考えています。太陽光発電設備建設にあたっての優先地の設定やアセスメント手続きなどのご提案については、今後の参考とさせていただきます。 なお、新庁舎には50KWの太陽光発電設備を設置しています。	－
53	104	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド横断10共通事項	フィールド横断10施策10-3「生物多様性の状況把握と生息地の管理」について、里山の自然が戻れば生物や鳥は戻ってくると言われている。鳥は水・林・畑（野原）の3つが揃っていないと集まらない。公園的管理では無理で、谷津田や里山の保全推進は、今の生活者にとっては大変な手間がかかる、人口減少時代にとってはあれもこれも無理といえる。昭和の森で土壌環境育成を行っているようだが、泉谷公園のように狭い場所でも、希少生物を維持しようとしても、40年近く落ち葉や下草を公園管理手法で取り払ってきた場所では、昔の土壌に戻すのは容易なことではない。	本計画では、施策10-3「生物多様性の状況把握と生息地の管理」として、特徴的な生き物の生息地において、生物多様性に配慮した管理の方法について検討していきたいと考えています。いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
54	104	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド横断10共通事項	施策10-5「緑と水辺のまちづくりに関わる人づくり」について、ボランティア活動をはじめるとなると定年後になってしまいます。定年が延びているなか、谷津田を管理するボランティア活動は、体力が必要で敬遠されがちです。46ページに問題点として掲載は評価できますが、可能性のある人の裏付けは119ページのアンケートの約30%の人と思いますが、バイアスのかかっているアンケートで現実はずかな人数で活動しています。都市近郊の耕作放棄地の谷津田などでは、清掃など簡易な活動は可能かと思いますが、保全作業など重労働はできなくなるのには目に見えているのが現状です。よって、今後は、森林環境税などを使った保全作業ができるような仕組み（事業）を事前に検討して作っていただきたいと考えています。	本計画では、谷津田に関する施策については、フィールド10共通事項とフィールド9谷津田・森林に位置づけています。 ご意見にあった森林環境税を用いた谷津田の保全活動については、施策9-2「民有林の管理の促進」において、谷津田や民有林における森林環境税（森林環境譲与税）を活用した適切な維持管理や樹林地の管理に係る人材育成を取組イメージとしており、いただいたご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－
55	105	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 3 緑と水辺の各フィールドにおける施策の方向性 フィールド横断10共通事項	市内の一部の地域では、シームレスな空間形成の推進どころか落ち葉が邪魔だと言うと予算がないためか公園の周辺の樹木を切ってしまう。自分の住居地域は中高層地域なのに、公園の木の高い部分を伐れなどと無茶を言う、またそれを「はいそうですか」と伐ろうとする意図が理解できない。 また、緑地・緑道の私的利用について、管理が行き届いていないので、ゲリラ的に低木を引き抜いて花を植える、自宅の前の緑道の木を勝手に切り芝を剥がして防草シート貼るなど公共財産の意識がない。	本計画では、フィールド横断10共通事項の施策10-6「シームレスな空間形成の推進」を位置づけており、公園樹木の大径木化への対応については、大多数の方に納得していただけるような空間形成について、地域の住民との対話を踏まえながら検討していくとしています。公園や緑道などに関するご意見については、今後の取組を進めていくにあたって参考にさせていただきます。	－

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
56	106, 107	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 4 計画の目標	第4章の成果指標に「緑被率」が掲げられていますが「緑地率」も併記してはいかがでしょうか。	緑地率については、住宅用地、公園、森林など土地利用で地目を判別した後、公園や森林といった区分を緑地と捉えて、全土地利用を分母としたときの百分率で示しているものと解しています。 緑地率を用いると、庭木のある戸建て住宅については、土地利用区分上は「住宅用地」となり、庭木の存在が捉えられません。本市では、緑地協定など住宅地内の緑を地域で維持する取組を精力的に進めてきましたので、土地利用によらず緑で被覆されているところを捉えられる緑被率を用いることが適切と考えています。	－
57	106, 107	第4章 緑と水辺のまちづくりの方向性 4 計画の目標	第4章の目標値について、「緑と水辺のまちづくり活動への参加度」がありますが、「千葉市に登録されている環境団体（NPOや市民団体など）の人員数」はいかがでしょうか。	緑と水辺のまちづくり活動に意欲的に携わる人の裾野の広がりを把握する上では、本市に登録されている環境団体だけではなく、これらに登録していないものの意欲的に活動する個人なども捉えられる指標が望ましいと考えています。このため、緑と水辺のまちづくり活動への参加度がより適切と考えていますので、原文のままとします。	－
58	108	第5章 計画の推進と進行管理 1 計画の推進	強剪定による街路樹の生育不良・枯れや景観不良が生じることを防ぐために、本文中で参照している「千葉市街路樹のあり方」において樹種毎の目標樹形を定め、また、この目標樹形に向けた生育を考慮した剪定方法を定める必要があると考えます。また、千葉市は沿岸部に位置するという特徴を有するため、塩害及び風害を考慮した街路樹の選定基準についても盛り込む必要があると考えます。	ご意見にあった「千葉市街路樹のあり方」においては、23ページに樹種別適性として、海浜部に適した樹種を記載しており、これらを考慮して樹種選定を進めていくとしています。 一方で、「千葉市街路樹のあり方」においては、樹種ごとの目標樹形やそれに向けた管理の方法までは定めておりません。今後の街路樹管理に向けたご意見として参考とさせていただきます。	－
59	108	第5章 計画の推進と進行管理 1 計画の推進	計画の推進の中段に“別途「千葉市街路樹のあり方」のように”との記載があります。「千葉市街路樹のあり方」（要旨含む）は、本計画書のどこにあるのか、お示しください。本計画書以外に存在するのであれば、その旨を記述してください。また、「千葉市街路樹のあり方」に（案）は必要ありませんか。	「千葉市街路樹のあり方」については、既に作成済みの方針であるため、（案）がないものとなっています。本計画とは別に、市公園管理課ホームページにて公表しています（参考ホームページ https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/kanri/documents/gai_rozyu.pdf ）。	－
60	110	資料編 1 前計画の振り返り	“「市街化区域内の緑地確保目標」については、目標値を大幅に下回ることとなり”との記載があります。先ず、P111の表を見ると、目標値1,410ha、11.0%に対し、成果は1,340ha、10.4%となっていて、僅か70haの減少です。緑被地の確保（80ha減少）と大差ないと思いませんので、“目標値を大幅に下回る”の表現は適切でないように思います。 次に、“都市緑地法やその他条例などに基づき、緑の保全を図る制度の適用を図ってきましたが、地区の指定を継続していくことが困難でした”と記載されています。要因は民有地の緑のようですが、民有地に対しては、都市緑地法などが適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえて、市街化区域内の緑地の確保目標に関する説明文については、“大幅に”を削除し「緑地の増加とともに減少が生じ、結果として約10haの増加に留まりました。都市公園など公共の緑で面積が増加しましたが、」に修正します。 また、都市緑地法やその他条例などの制度の適用対象については、民有地も対象となります。こうした保全制度の対象となった民有地については、所有者などの意向が重要であり、保全制度の対象となったものの、様々な事情により指定解除となったところが生じたものです。	○

千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023（案）に対する意見及び意見への考え方

番号	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
61	133	資料編 4 ちば・ま ち・ビジョン (抜粋) 都川沿川エリア	市内の川は小さな森や林が水源となっています。131ページの都川エリアでは、水源となる大切な森や林の記述がありません。市内の川は森や林と一体に守っていかないと川もなくなります。そこに棲む生き物の大事な住処ともなるので、これら文言を加え、市内に小さく点在する森や林が大事であることを強調すると都川エリアが緑と水が調和した空間だと想像いただけると思います。	いただいたご意見については、庁内で共有を図りつつ、今後の計画づくりや取組の参考にさせていただきます。	—